

申告の受け付けが 始まります



▲市ホームページ

税務課市民税係 ☎(63)2112

令和8年度分の市県民税の申告と所得税等の確定申告の受け付けが始まります。令和7年中に所得のあった人や、税額控除や所得控除の適用を受ける人は、申告を行ってください。

申告が必要か確かめましょう～市県民税申告フローチャート～

スタート

令和8年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？

いいえ

令和8年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認をしてください。

はい

令和7年1～12月の間に収入はありましたか？

いいえ

誰かの税法上の扶養になっていますか？

はい

はい

いいえ

主な収入の種類は何ですか？（下の①②③から選択）

A

B

①年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？

はい

いいえ

年金以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？

はい

B

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合、申告は不要です。

年金収入が148万円以下ですか？
(65歳未満の人は98万円以下)

はい

いいえ

国民健康保険税・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

はい

B

いいえ

A

※年金収入が400万円以上の人には、確定申告が必要な場合があります。

②給与収入の人 (パート・アルバイトを含む)

次のいずれかに該当しますか？

- ・2人以上から給与がある
(退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く)
- ・勤務先で年末調整をしていない

○上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください。

はい

いいえ

C

給与以外の所得がありましたか？

はい

いいえ

給与以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えるか？（年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する）

はい

C

いいえ

B

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

はい

A

いいえ

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」は0円ですか？

はい

B

いいえ

C

③ ①と②以外の人 (農業・営業・不動産等)

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除よりも大きいですか？

はい

C

いいえ

B

●所得控除とは

社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除、扶養控除等



チャート結果

A…確定申告も市県民税申告も不要です。

B…市県民税の申告が必要です。
(日程等は、4ページ参照)
控除等の追加により、所得税が還付になる人については、確定申告が必要になる場合があります。

C…所得税の確定申告が必要です。
(日程等は、3ページ参照)

Cに該当しない人でも、3ページの「市県民税申告会場で受付できない申告内容」に該当する申告は鹿沼税務署での申告をお願いします。

申告に必要なものや申告上の注意点を確認しましょう

前ページ

B

に当てはまる人は市県民税の申告が必要です※日程と会場は次ページをご確認ください。

申告に必要なもの

- ・市県民税申告書
- ・マイナンバーカード
(マイナンバーカードを持っていない人は、運転免許証や資格確認書などの身元確認書類をお持ちください)
- ・所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の人は源泉徴収票等)
- ・事業所得(農業所得を含む)などのある人は、収支内訳書
- ・令和7年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ・障害者控除を受ける…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書等
- ・医療費控除を受ける…令和7年中に支払った医療費の「医療費控除の明細書」(保険などの補てん金額の分かる書類も持参)

申告上の注意点

- ・収支内訳書や医療費控除の明細書等は、事前に作成してから受付会場へ来てください。
- ・税務署から申告書やはがきが届いた人は鹿沼税務署での申告をお願いします。給与・年金収入のみの人以外は市役所で申告を受けられないことがあります。(詳細は、2ページのフローチャート参照)

市県民税申告会場で受け付けできない申告内容

青色申告、譲渡所得【土地・家屋(収用を含む)・金・鹿沼土など】、山林所得、株譲渡、配当所得、先物所得、繰越損失、雑損控除【風水害など】、住宅借入金控除全般、過年度分確定申告、肉用牛の免税に関する申告は

市県民税申告会場で受け付けを行いません

鹿沼税務署の確定申告会場での申告をお願いします。

前ページ

C

に当てはまる人は所得税の確定申告が必要です

所得税等の確定申告のお知らせ

開設期間 2月16日㈪～3月16日㈪(土・日・祝日等を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時(相談は午前9時～)

申告会場 鹿沼税務署(東末広町1934-24)

※鹿沼商工会議所アザレアホールは申告会場ではありません。

※申告会場に入場するには、入場整理券が必要となります。国税庁LINE公式アカウントから事前に取得をお願いします。また、毎朝8時30分から当日分の入場整理券を配布しますが、状況により相談受付(入場整理券の配布)を終了します。

※確定申告会場開設期間中は、鹿沼税務署敷地内には駐車場がありません。車でお越しの人は福田屋百貨店の立体駐車場をご利用ください。

鹿沼税務署 ☎(64)2151



申告会場に来られない人

申告書は郵送でも提出ができます。

また、申告を家族など代理人に依頼することも可能です。

●確定申告書送付先

〒328-8587 <宛先>関東信越国税局業務センター栃木分室 ※送付先住所の記載は不要です。

令和8年度分(令和7年中所得)市県民税申告受付日程表

受付日		申告会場
2月	5	木 板荷コミュニティセンター
	6	金 西大芦コミュニティセンター
	9	月 北犬飼コミュニティセンター
	10	火
	12	木 菊沢コミュニティセンター
	13	金 東大芦コミュニティセンター
	16	月 北押原コミュニティセンター
	17	火
	18	水 東部台コミュニティセンター
	19	木
	20	金 南押原コミュニティセンター
	24	火 加蘇コミュニティセンター
	25	水 南摩コミュニティセンター
	27	金
3月	2	月 栗野コミュニティセンター
	3	火 清洲コミュニティセンター
	4	水 永野コミュニティセンター
	5	木 粕尾コミュニティセンター
	10	火 市民情報センター 3階 会議室
	11	水
	12	木
	13	金
	16	月

市県民税申告の受付期間

2月5日(木)～3月16日(月)

受付場所・時間

各コミュニティセンター

午前9時～11時30分／午後1時～3時

鹿沼市民情報センター

午前9時～11時30分／午後1時～4時

地区分けはしていないため、住所地に
かかわらずどの会場でも申告を受け
付けることができます。

※申告に必要なもの(3ページ参照)を準備の上、
会場へ来てください。

※家族などの代理人による申告もできます。
(同一世帯の人に限ります)

※同一世帯以外の人が申告に訪れる場合は
委任状が必要になります。

(委任状の様式は鹿沼市ホームページに掲載
してあるものをダウンロードしてお使いください)

市民情報センターでの受付は、
3月10日(火)以降のみとなります。

申告期間を通して、市役所本庁では申告を受け付けませんのでご注意ください。

■ 時間外申告受付について

市役所から住民税申告書が送付された人で上記の日程では都合がつかない場合、下記の日程で市県民税申告を受け付けます(要電話予約)。

受付日	申告受付時間	受付人数	申告会場	予約開始日	2月2日(月)～3月10日(火)
3月11日(水)	午後5時30分～7時	30人程度	市民情報センター 3階会議室	予約時間	午前8時30分～午後5時

※予約申し込みが多数の場合は、受け付けできない場合もありますのでご了承ください。

※所得税の確定申告は対象外です。確定申告の時間外受付は、鹿沼税務署(☎(64)2151)にご相談ください。

■ 申告会場に来られない人

郵送での申告も受け付けていますので、積極的にご利用ください。

●市県民税申告書送付先

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所税務課市民税係

●確定申告書送付先

〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 ※送付先住所の記載は不要です。